

香芝市選挙管理委員会告示第40号

香芝市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月 1日

香芝市選挙管理委員会

委員長 村井 義博

香芝市公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

香芝市公職選挙事務執行規程（平成8年選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「前日」を「の前日」に改める。

第6条中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

第10条第2項中「、その」を「その」に改める。

第16条第3項中「はりつけ、はがれる」を「貼り付け、及び剥がれる」に改める。

第20条第5項中「、周知」を「又は周知」に改める。

第27条第1項中「、香芝市長」を「香芝市長」に改める。

第32条第1項中「2日前」を「の2日前」に改める。

第33条中「、当該施設」を「に当該施設」に改める。

第34条第1項中「のうえ」を「の上、」に改める。

第40条第2項中「10,000円」を「15,000円」に、「15,000円」を「20,000円」に改める。

第49条第2項中「はるべき」を「貼るべき」に改める。

第50条第1項中「かえて」を「代えて」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第40条関係）

区分	種類	金額
1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(ア) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(イ) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(ウ) 航空費	航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(エ) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
	(オ) 宿泊料	一夜につき 23,000円

	(食事料 2 食 分を含む。)	
(カ) 弁当料	1 食につき 1,500円	
	1 日につき 4,500円	
(キ) 茶菓料	1 日につき 1,000円	
2 選挙運動のために 使用する労務者 1 人 に対し支給するこ とができる報酬の額	基本日額	10,000円以内
	超過勤務手当	1 日につき基本日額の 5 割以内
3 選挙運動のために 使用する労務者 1 人 に対し支給するこ とができる実費弁償の 額	鉄道賃、船賃、 航空費及び車賃	1 の (ア) から (エ) までに掲げ る額
	宿泊料 (食事料 を除く。)	1 夜につき 20,000円

第33号様式中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第34号様式を次のように改める。

第34号様式（第42条関係）

証票交付申請書

年　月　日

香芝市選挙管理委員会
委員長（氏名）

主たる事務所の所在地
後援団体の名称
代表者の氏名
電話番号

香芝市公職選挙事務執行規程第42条第1項の規定により、証票の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類

住 所
氏 名
電 話 番 号
職 業
公職の種類 香芝市長・香芝市議会議員
(該当するものを○で囲む。)

2 政治団体としての届出先

3 証票交付申請枚数 枚

4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数に関する事項

事務所の所在地	立札及び看板の類の枚数
香芝市選挙管理委員会	100
香芝市議会議員	100

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体の全てを通じて既に交付された証票の総数は、 枚です。

年　月　日

公職の候補者の氏名

備考 政治資金規正法第6条に規定する文書の写し又はそれに代わる団体の実態を確認できる書類を添付すること。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。